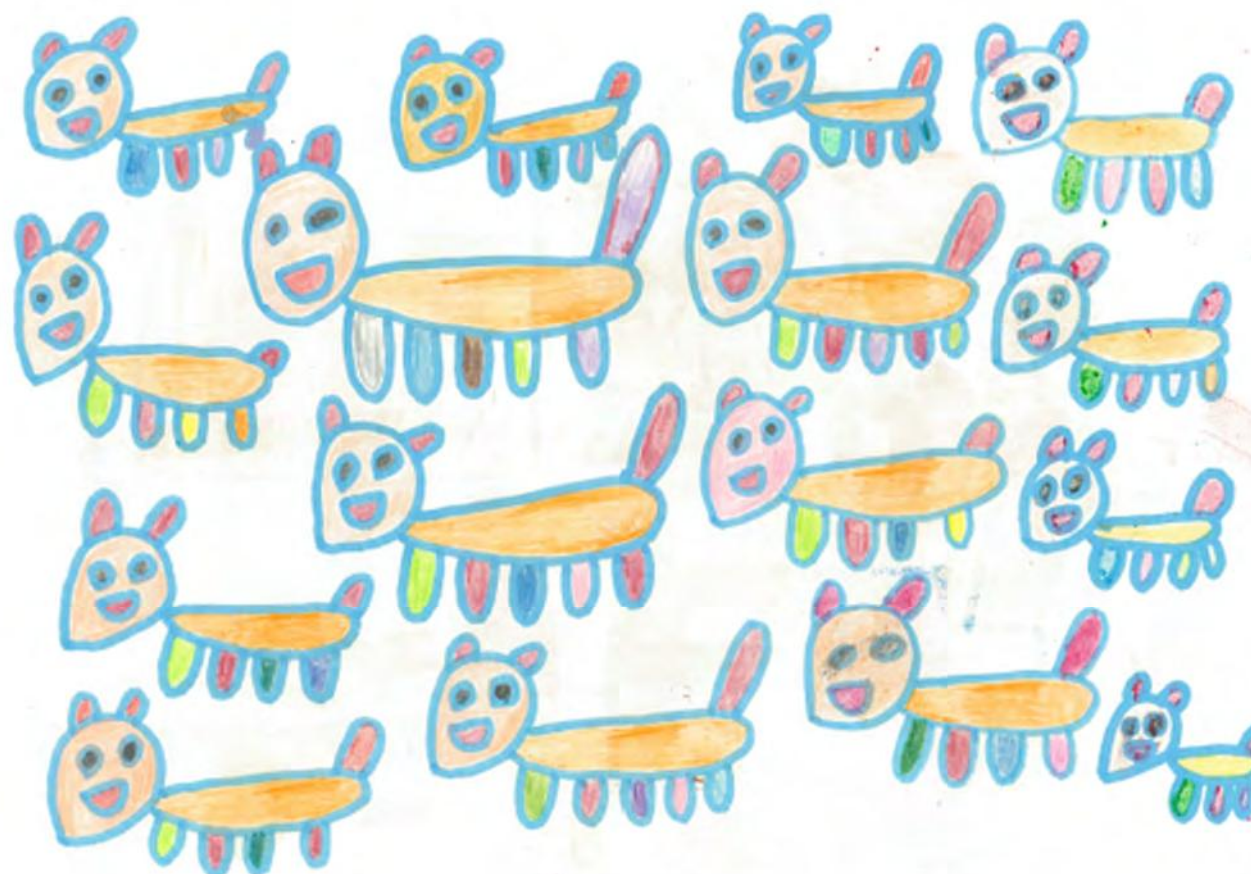


第5章 計画の推進



「ねこ」 齊藤 想士

1. 計画の普及・啓発

障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会を実現させるためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、また、計画の実施にあたっては、障がいに関わる方々への周知を図ることにより、意識の啓発、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知に向け、広報紙やホームページを活用するとともに、さまざまな機会を活用して広報活動を積極的に展開します。

2. 計画の推進体制

本計画で推進する各種施策は、福祉・保健の分野にとどまらず、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全庁的な取組が必要とされることから、庁内においては北見市保健福祉施策推進委員会障がい者部会を活用し、また、北見市障がい者支援ネットワークとの連携のもと、計画の推進を図ります。

また、現在推進中の「第4期北見市障がい福祉計画」及び平成29年度に策定予定の「第5期北見市障がい福祉計画」に基づき、各種障がい福祉サービスを推進していきます。

3. 計画の進行管理

本計画の着実な推進のため、毎年度、北見市保健福祉施策推進委員会障がい者部会の中で計画の進捗状況の把握、検証を行うとともに、北見市障がい者支援ネットワーク及び北見市社会福祉審議会に報告を行い、実施状況について評価を受けます。

4. 情報の公開及び共有

本計画は、障がいのある人をはじめ、多くの市民、関係者の参画をいただき策定したものです。計画の着実な推進のためには、多くの市民、関係者と情報を共有しながら、協働して取り組むことが必要であることから、本計画で示した事業の実施状況について、ホームページ等を活用して公表し、市民にわかりやすい周知を図ります。